

排他的経済水域における漁業紛争の処理（一）

高林, 秀雄
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/1817>

出版情報：法政研究. 51 (2), pp. 35-44, 1985-02-25. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

排他的經濟水域における漁業紛争の処理（一）

高 林 秀 雄

はじめに

- 一 海洋法条約における紛争解決制度
- 二 漁業紛争の取扱いをめぐる交渉（以下次号）
- 三 海洋法条約における漁業紛争の地位
むすび

はじめに

論 說
一九八二年の国連海洋法条約は、地球上の海洋に適用される国際法規を体系的に整理した、一大法典の誕生を意味している。また、この条約について特筆すべきもうひとつの成果は、本文三二〇条の他に九つの附属書からなる膨大な条文の、解釈または適用に関して生ずる締約国間の紛争を解決するために、包括的な紛争解決手続を設けており、

あわせて、すべての条項に対する留保を禁止したことである。その結果、新しい海洋法秩序を設立したこの条約に参加する諸国は、この条約の解釈または適用に関する相互の紛争を、国際裁判所に付託して解決する義務を負い、かつ、国際裁判所の下す判決を履行することによって紛争の解決をはかるという原則を、受諾することを求められるのである。

これまで国際社会においては、国家間の紛争について強制的な管轄権をもつ国際裁判所が存在しなかったため、すべての紛争当事国が裁判によって紛争を解決することに合意した場合にだけ、国際裁判が実施されるという任意的制度がとられてきた。しかし、海洋法条約の締結にともない、これからは地球の表面積の七一パーセントを占める広大な海洋で発生する国際紛争について、紛争当事国の一方的な付託によって国際裁判所が事件を管轄し、第三者たる裁判所の下す判決によって紛争が平和裡に解決されるという、法秩序が設立されることになるのである。⁽¹⁾

国際連合が進めてきた国際法の漸進的発達と法典化の作業から、第二次大戦後の国際法秩序の支柱となる、多くの重要な国際条約が締結されてきた。たとえば、一九五八年の第一次海洋法会議は、領海及び接続水域に関する条約、公海に関する条約、漁業及び公海の生物資源の保存に関する条約、ならびに、大陸棚に関する条約を採択した。しかし、これら四条約の解釈と適用に関する紛争を、国際司法裁判所の強制的管轄のもとにおこうとした提案が支持されず、わずかに、条約とは別個の文書である「紛争の義務的解決に関する選択署名議定書」において、この議定書に署名した締約国相互の間に、これらの四条約の解釈と適用に関する紛争につき、国際司法裁判所の強制的管轄権が受諾されたにすぎなかった。もっとも、四条約のなかで漁業保存条約においては、この条約により設立される特別委員会に漁業紛争を強制的に解決する権限を認め（同条約第九条―第一条）、かつ、これらの条項に対する留保を禁止したが（同第十九条）、有力な漁業国がこの条約に参加しなかったため、所期の効果をあげることができなかった。

同様に、一九六一年の外交関係に関するウィーン条約、一九六三年の領事関係に関するウィーン条約および一九六九年の特派使節団に関する条約においても、条約とは別個に「紛争の義務的解決に関する議定書」において、署名国相互間に国際司法裁判所への付託義務を設定したにすぎなかった。また、一九六九年の条約法に関するウィーン条約では、この条約の無効、終了および運用停止原因のなかで、強行規範に関する規定(同条約第五三条と第六四条)の解釈または適用に関する紛争については、当事国の一方の請求により国際司法裁判所に付託されるが、それ以外の原因の解釈または適用に関する紛争は、附属書に規定される義務的調停に付託されるだけである(同第六六条)。それゆえ、調停委員会の報告が紛争当事国の双方によって受諾されないかぎり、多くの紛争が未解決のまま残されることになる。一九七五年の普遍的性格を有する国際機構に対する国家代表に関する条約も、条約の解釈上の紛争を当事国の一方の要請に基づいて開始される義務的調停に付託して、紛争の和解を計ることを規定しただけであった(同条約第八五条)。

他方、一九七三年の外交官等保護条約⁽²⁾では、条約の解釈と適用をめぐる紛争で交渉によって解決されないものは、当事国の一方の要請によって仲裁裁判または国際司法裁判所に付託される。しかし、締約国は署名または批准の際に、この裁判付託義務に拘束されない旨の宣言を行なうことができる(同条約第一三条)。つまり、国際裁判所による紛争の解決を原則とし、例外的に宣言によってこの義務から離脱できるという方式(opt out)が採用されている。これに対して、一九七八年の条約に関する国家承継に関するウィーン条約では、条約の解釈と適用をめぐる紛争で交渉によって解決されないものは、当事国の一方の要請により義務的調停に付託される。しかし、締約国は署名または批准の際に、紛争を国際司法裁判所または仲裁裁判に付託する義務を受諾する旨の宣言を行うことができる(同条約第四一条―第四三条)。つまり、紛争の解決には調停を原則とし、希望する国相互間で国際裁判所の管轄を受諾するという方式(opt in)が採用されたのである。⁽³⁾これらの方式は、いずれも条約の解釈または適用に関する紛争を、なるべく第三者

機関の審査に委ねようとする努力を示している点では前進であるが、なお国際裁判所の管轄権の受諾が各締約国の選択にかかっているため、任意的な裁判の域を脱するものではない。

このように、第二次大戦後における国際法の法典化作業の進展は、多くの実体規範について国際社会に存在する合意を確認し、あるいは、国家間の合意を創設する成果をあげてきた。それにもかかわらず、これらの実体規範の解釈と適用をめぐる国家間の紛争を、国際裁判所の管轄のもとにおいて、当事国の意向にかわりなく強制的に解決するという、手続規範の側面では大きな進歩をみることができなかったのである。この点で、国連海洋法条約が包括的な紛争解決条項を設けて、同条約の解釈または適用に関する締約国間の紛争を、原則として国際裁判で解決することに国際社会の合意が成立したことは、国際法史上に画期的な意義をもつものといわなければならない。

さて、海洋法条約において紛争解決に関する条項の中心は、第一五部の規定(第二七九条―第二九九条)である。そのほかに、深海底区域の紛争については第一一部第五節(第一八六条―第一九一条)が、海洋の科学的調査に関する紛争については第一三部第六節(第二六四条―第二六五条)が、条約本文中に規定されている。また、調停手続に関して第五附属書が、新たに設立される国際海洋法裁判所規程が第六附属書に、仲裁裁判について第七附属書が、特別仲裁裁判について第八附属書がその詳細を規定している。なお、この条約の第一五部は三節から構成されており、第一節には紛争当事国の自主的な行動を基礎とする任意的手続が、第二節では国際裁判所における拘束力ある決定を伴う強制的手続が定められている。これに対して第三節においては、第二節に規定された国際裁判所の管轄権の適用が制限される場合、および、裁判所の管轄権の適用が選択的に除外される場合について規定している。

ここで対象にする排他的経済水域における漁業紛争の処理の問題は、第一五部第三節にいう、国際裁判所による強制的解決手続の適用が制限される紛争に該当するものであって、同条約における包括的な紛争解決制度の例外を構成

する事例についてである。⁽⁴⁾

(1) Lucius Caflisch, "Le règlement judiciaire et arbitral des différends dans le nouveau droit international de la mer", in *Festschrift für Rudolf Bindschedler* (1980), pp. 351-353.

(2) 正式の名称は、「外交官を含む国際的に保護される者に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約」という。

(3) 中川融「条約に関する国家承継ウィーン条約について」(三)『駒澤大学政治学論集』第一三三号、三三—三六頁。

(4) この問題については、すでに一九八〇年に小田裁判官の先駆的な論文があり、また最近に発表された論文でも、海洋法条約が漁業紛争の解決に有効でないことを指摘されている。小田滋「新しい漁業の制度と紛争解決—第三次海洋法会議におけるひとつの盲点」『国際法外交雑誌』第七九卷四号、一一—二八頁。Shigeru Oda, "Fisheries under the United Nations Convention on the Law of the Sea", *American Journal of International Law*, Vol. 77(1983), No. 4, pp. 739-755.

一 海洋法条約における紛争解決制度

海洋法条約は、条約の解釈または適用に関する締約国間の紛争について、二段階の紛争解決手続を用意している。

まず、第一段階は任意的手続である。すなわち、締約国は平和的手段によって紛争を解決する義務を負っており(第二七九条)、紛争が発生した場合には、その国の選択する平和的手段による解決が計られ(第二八〇条)、それが効果をあげなかったときにはじめて、この条約に定める紛争解決手続が適用されることになる(第二八一条)。また、当事国間で選択される解決手段のひとつとして調停がある。つまり、一方の当事国が調停に付すことを要請し、他方の当事国がこれを受諾しかつ調停手続にも合意したときに、調停手続が開始される(第二八四条)。第五附属書によれば、調停委員会は、五人の調停人で構成され、当事国から意見を聴取し、その主張と異議とを審理して、紛争の友好的な解

決を図るために提案を行うが、これらは当事国を拘束する効力を有するものではない（同附属書第三条、第六十七條）。つきに、第二段階は強制的手続である。すなわち、任意的手続で解決されなかった紛争は、一方当事国の要請によって拘束力ある決定を下す国際裁判所に付託される（第二八六條）。もっとも、当事国は、紛争の解決について速やかに意見を交換する義務を負っており、ひとつの手続が効果をあげることができずに次の手続へ移行する必要があるときや、解決が得られた場合でもその実施方法についてさらに協議を必要とするときには、意見の交換を行うことが求められており（第二八三條）、紛争解決手続が当事国の意思をはなれて機械的に進行しないよう留意されている⁽¹⁾。紛争が付託される裁判機関については、いずれの国も署名または批准に際し、国際海洋法裁判所、国際司法裁判所、仲裁裁判所または特別仲裁裁判所のいずれかの管轄権を受諾しなければならぬ。紛争当事国が同一の裁判所の管轄権を受諾している場合には、その裁判所で紛争が審理される。同一の裁判所の管轄権を受諾していない場合、あるいは、いずれの裁判所の管轄権も受諾していない場合には、仲裁裁判所に事件が付託される（第二八七條）。その事件について裁判所が管轄権を有するか否かの争いは、付託された裁判所が決定する（第二八八條四項）。これらの国際裁判所は、締約国に開放され（第二九一條）、この条約およびこの条約に反しない国際法の規則を適用し（第二九三條一項）、かつ、その決定は最終的なものとして、すべての紛争当事国により遵守される（第二九六條）。

以上が、海洋法条約における包括的な紛争解決制度の骨子である⁽²⁾。しかし、この条約においては、第二段階にいう紛争の強制的解決手続の適用が制限される事例、および、その適用が除外される事例を規定していることに注意しなければならぬ。それらは以下の場合である。

第一に、海洋法条約に規定された主権的権利または管轄権の沿岸国による行使についての、この条約の解釈または適用に関する紛争は、第二九七條一項に列挙された場合にだけ、国際裁判所の管轄に服する。列挙された事例とは、

(1) 排他的經濟水域において他国の航行、上空飛行あるいは海底の電線・パイプライン敷設の自由および権利、ならびに、これらに関連する海洋の利用に対して、沿岸国がこの条約に違反して行動した場合、(2) 排他的經濟水域において(1)にいう自由を行使するにあたり、他国がこの条約またはこれに合致する沿岸国の法令に違反して行動した場合、および、(3) 沿岸国が海洋環境の保護に関する国際的な規則および基準に違反して行動した場合である(第二九七条一項)。

これらは主として、排他的經濟水域における海の非資源的な利用に関係する紛争である。なお、これらに関係する事件を国際裁判所へ付託するにあたっては、それが訴訟手続の濫用になるか否か、および、請求に一応の正当な理由があるか否かについて裁判所が審査する、予備手続をふまなければならない(第二九四条)。また、領海、排他的經濟水域内における私人の権利に関係する事件の場合には、沿岸国の国内的救済措置を尽さなければ、その私人の本国が国際裁判所に対して司法的な請求を行うことができない(第二九五条)。

第二に、海洋の科学的調査に関する紛争には強制的解決手続が適用される。しかし、第二四六条に基づく沿岸国の権利と裁量の行使、または、第二五三条に基づく調査計画の停止と終止を命ずる沿岸国の決定から生ずる紛争については、国際裁判所へ付託する義務を免除される。その代りに、特定の調査計画について、沿岸国が条約と両立する方法でこれらの権利を行使していないと申し立てられた場合には、義務的調停に付されるが、調停委員会は、第二四六条五項と六項に基づく沿岸国の裁量の行使を、審理の対象にすることができない(第二九七条二項³⁾)。

第三に、漁業に係る紛争にも、強制的解決手続が原則として適用される。もっとも、沿岸国は、排他的經濟水域における生物資源に関する、自国の主権的権利または主権的権利の行使に関する紛争を、国際裁判所へ付託する義務を負わないことになっている(第二九七条三項(a))。この沿岸国の主権的権利のなかには、排他的經濟水域における漁獲可能量の決定、沿岸国の漁獲能力の決定、他国に対する余剰分の割当ての決定、および、資源に対して自国の保存

管理法令で指示する条件の決定などに関する裁量権が含まれている。それゆえ、排他的經濟水域の生物資源に対する沿岸国の権利と裁量権の行使に関係して発生する紛争は、そのすべてが第二節に定める強制的手続の適用から除外されるものと解釈される。⁽⁴⁾しかし、第二九七条三項(a)にいう、「漁業についてのこの条約の解釈又は適用に関する紛争」は、排他的經濟水域内の漁業だけに限られるものではない。海洋法条約は、排他的經濟水域の外側の海域における漁業についても多くの規定を設けているので、この規定は、公海における漁業紛争について第二節に定める強制的手続が適用されることを示す趣旨のものと解釈されている。⁽⁵⁾

ところで、排他的經濟水域における生物資源に対する沿岸国の権利と裁量権の行使に関する紛争が、すべて国際裁判所による審理から除外されるとなると、この水域において沿岸国が負っている義務の履行を怠った場合に、他国に不利益を与えることになる、そこで条約では、この種の紛争が任意的手続で解決されなかったときには、義務的調停に付託されることを規定している。紛争当事国の一方の要請によって義務的調停に付されるのは、次の事例についてである。(1) 沿岸国は、排他的經濟水域における生物資源の維持が過度の漁獲によって重大な危険にさらされることのないように、適当な保存措置と管理措置を通して確保する義務を負っているにもかかわらず、この義務を明らかに遵守しなかったとき。(2) 他国が操業に関心をもつ生物資源について、その他国が要請したにもかかわらず、沿岸国が排他的經濟水域における漁獲可能量を決定する義務、および、自国の漁獲能力を決定する義務に違反して、これらの決定を行うことを恣意的に拒否したとき。(3) 沿岸国は、排他的經濟水域における漁獲可能量の余剰分の漁獲を他国に認める義務を負っているにもかかわらず、自国が存在すると宣言した余剰分の他国への割当てを恣意的に拒否したとき(第二九七条三項(b))。もっとも、調停委員会は、いかなる場合にも委員会の裁量をもって沿岸国の裁量に代えてはならず(同項(c))、また、委員会の報告は適当な国際機関に送付される(同項(d))。なお、内陸国と地理的不

利国が他国の排他的經濟水域へ入漁する問題は、関係国間の取極で細目が定められることになっている(第六九条、七〇条)。そこで、これらの取極の解釈と適用に関して紛争が発生した場合に、国際裁判所の管轄に服するか否かの問題が同様に生ずる。条約はこの問題について直接規定することなく、これらの取極のなかにおいてその紛争解決に関する手続を規定するよう求めているにすぎない(同項(e))。

第四に、いずれの国も海洋法条約への署名または批准に際して、第二九八条に列挙された紛争のいずれかまたは全部について、第二節に定める強制的手続を受諾しない旨宣言することが許されている。この選択的な除外宣言を行うことができる紛争の種類としては、(1) 海の境界画定に関する紛争、(2) 軍事的活動に関する紛争、ならびに、海洋の科学的調査と漁業について国際裁判所の管轄から除外される主権的権利または管轄権の行使に係る法律の執行活動に関する紛争、(3) 国連安全保障理事会が現に取扱っている紛争がある(第二九八条一項)。したがって、この条に基づいて宣言を行った締約国は、選択的に除外した種類の紛争について、国際裁判所への付託を完全に免除されることになる^(e)。

ここでみたように、海洋法条約においては、任意的な手続で解決できなかった紛争は、当事国の一方の要請により国際裁判所に付託され、その判決を当事国が履行することによって強制的に解決されるという、包括的な紛争解決制度が規定されている。しかしながら、海洋法会議における交渉では、この紛争の強制的解決制度が、すべての紛争に對して一律に適用されるべきか、あるいは、若干の事例については適用の例外が認められるべきかをめぐって、はげしい議論が展開された。しかも、紛争解決義務の例外を構成すべき事例として、もっとも強く主張されてきたのが、排他的經濟水域における漁業紛争の問題であった。そこで、紛争解決制度の例外と位置づけられた漁業紛争の取扱いをめぐる交渉経過を、つぎにふりかえってみることにしたい。

- (1) 山本草二「国際紛争における協議制度の変質」 皆川洗先生還暦記念論文集『紛争の平和的解決と国際法』北樹出版、一九八一年、二一五—二四四頁。
- (2) 海洋法条約の紛争解決制度に関する研究につきがある。牧田幸人「国連海洋法条約における紛争解決システムの法構造(一)」、(二・完)『国際法外交雑誌』第八二巻第三号、四〇—七〇頁、同第四号、四〇—七二頁。A. R. Carnegie, "The Law of the Sea Tribunal", *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 28 (1979), pp. 669-684. A. O. Adede, "The basic structure of the dispute settlement part of the Law of the Sea Convention", *Ocean Development and International Law Journal*, Vol. 11, No. 1/2, 1982, pp. 125-148. Gregoire Lehoux, "La Troisième Conférence sur le droit de la mer et le règlement obligatoire des différends", *Annuaire canadien de Droit international*, Tome XVIII, (1980), pp. 31-89.
- (3) ここにいう、沿岸国による権利の行使と決定が審理の対象となるのに対し、沿岸国による裁量の行使が審理の対象とはならぬとする区別の根拠について、第二五三条に基づき決定には基準が定められているのに対し、第二四六条—六項におおつては裁量の行使につきこの基準が定められていないこととをいふべきである。Bernard H. Oxman, "The Third United Nations Conference on the Law of the Sea: The Eighth Session (1979)", *American Journal of International Law*, Vol. 74 (1980), No. 1, p. 28.
- (4) J. Peter A. Bernhardt, "Compulsory dispute settlement in the law of the sea negotiations: A reassessment", *Virginia Journal of International Law*, Vol. 19 (1978), No. 1, pp. 91-94.
- (5) Shabtai Rosenne, "Settlement of fisheries disputes in the exclusive economic zone", *American Journal of International Law*, Vol. 73 (1979), No. 1, p. 98
- (6) 第二九七条および第二九八条に基づいて国際裁判所の管轄から除外された紛争であっても、すべての紛争当事国が同意するならば第二節の手續に付託できることはいうまでもない(第二九九条一項)。